

妊産婦健診の交通費を助成します！

上野原市では、令和8年度から妊産婦健診を受けるためにかかる交通費を一部助成します！

利用できるサービス

妊婦健診と産婦健診受診時にかかる交通費の一部助成サービスです！

対象になる方

令和8年4月2日以降に出産（流産を含む）した方で妊産婦健診受診日および申請時に上野原市に住所がある方。

注意事項

自家用車以外の公共交通機関を利用した場合でも領収書の提出の必要はありません。（タクシーは助成対象外になります。）

申請方法

母子健康手帳交付時に申請書類と助成のための内訳書をお渡しします。申請書と内訳書に必要事項を記載していただき、総合福祉センターふじみ1階のこども家庭センター（5番窓口）に提出をおねがいします。

申請期限

最後に受けた健診から1年以内までになります。

お問い合わせ先

上野原市こども家庭センター

☎0554-62-1199

助成額算出方法は裏へ→

別表

移動手段	助成金の額		
1 自家用車のみを利用した場合	住所地から医療機関等までの片道の距離（1キロメートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた距離とする。）	30 km以下	2,000円
		31 km以上 40 km以下	3,000円
		41 km以上 50 km以下	4,000円
		51 km以上 60 km以下	5,000円
		61 km以上	6,000円
2 鉄道のみ、バスのみ、又は鉄道及びバスを混合して利用した場合	実費		
3 自家用車を含む複数の移動手段を混合して利用した場合	自家用車を利用した片道の距離（km）×37円に移動手段の2の額を加えた額（1キロメートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた距離とする。）		

